

給付型奨学金

大学・短期大学・専修学校専門課程への進学者用
 高等専門学校4年生への進級者用

給付奨学金を希望する皆さんへ

ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>



日本学生支援機構とみなさんとの連絡は学校を通じて行われますが、ホームページにおいても情報を提供していますので、活用してください。



目次

第1部 日本学生支援機構の給付奨学金制度 3

1 給付奨学金の概要 3

2 申込資格と基準 4

3 給付奨学生の採用、奨学金の交付から終了まで 5

第2部 申込手順と提出書類 7

1 給付奨学金の申込み等の手順 7

2 住民税非課税世帯に関する証明書類等 8

3 貸与型奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）と併せて希望する場合 9

「給付奨学金振込口座届」記入例 10

「給付奨学金振込口座届」 11

「給付奨学金確認書（申込書）」記入例 12

「給付奨学金確認書（申込書）」（様式） 13

ご確認ください（申込み前のチェックリスト） 15



知っておいてほしいポイント

1. 機構の給付奨学金は国費を財源として、優秀な学生で経済的に修学困難な学生の進学を後押しするため、返還義務のない奨学金を交付するものです。給付奨学金の交付を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。
2. 奨学金の交付開始後も適格認定（6ページ参照）があり、学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります。また、学業成績が著しく不振の場合や給付奨学生として相応しくない行為があった場合には、交付済みの奨学金について返還していただくことがあります。
3. お申込みの窓口は、在籍する大学等です。給付奨学生の採否の結果も、在籍する大学等を通じてお渡しします。
4. 進学先の学校によっては、機構の奨学金を取り扱っていない場合があります。（4ページ参照）
5. 対象は、平成29年度に大学等に進学した人のうち、
 - ・私立の大学等に進学し自宅外から通学する人（住民税非課税世帯に限る）
 - ・社会的養護を必要とする人（下記【本冊子の用語】参照）に限ります。

給付奨学金に関する手続き

書類準備

希望の申し出

在籍する大学等から必要書類を受け取り、提出期限等を確認します。
（貸与型奨学金の募集・申込みの時期と間違えないようにご注意ください）

高等学校等への書類作成依頼・受取り

出身の高等学校等に、学力等に関する認定書及び調査書の作成・発行を依頼し、受け取ります。

申込み

必要書類（給付奨学金確認書（申込書）、学力等に関する認定書等）を大学等に提出します。
（機構は、大学等からの推薦に基づき、審査した上で給付奨学生の採用決定を行います。）

採用

採用が決定した人は、在籍する大学等を通じて「給付奨学生証」等が交付されますので、在籍する大学等に「誓約書」を提出します。⇒ 奨学金の振込開始

奨学金交付中

継続して交付を受けるため、在学中も手続きが必要になります。

- ・在籍確認（10月） ※ 平成30年度以降は毎年7月と10月に実施予定。
- ・「給付奨学金継続願」の提出（毎年12月～2月頃） ⇒ 給付奨学生としての適格性の審査（適格認定）

交付終了（卒業）

【本冊子の用語】

機構	日本学生支援機構	給付奨学生	給付奨学金を受けることが決定した人
高等学校等	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）		
大学等	大学（学部）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）		
貸与型奨学金	機構が実施する奨学金の1つで、返還が必要な奨学金。第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）、入学時特別増額貸与奨学金（有利子）がある。		
採用候補者	予約採用により進学後の貸与型奨学金の予約ができた人。（正式には「奨学生採用候補者」。）		
高卒認定試験合格者等	高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の（科目）合格者		
社会的養護を必要とする人	18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（平成29年4月～「児童心理治療施設」に改称）、自立援助ホームに入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人		
※高等専門学校4年生の人は、「高等学校等」を「高等専門学校」、「生徒」を「学生」、「大学等」を「高等専門学校4年生」、「進学」を「4年生に進級」と適宜読み替えてください。			

第1部

日本学生支援機構の給付奨学金制度

1 給付奨学金の概要

平成30年度進学者を対象とした本格実施に先立ち、一部先行実施として、平成29年度に新たに私立の大学等に進学し自宅外から通学する人（住民税非課税世帯に限る）及び国公立大学等に進学する社会的養護を必要とする人を対象に実施します。

(1) 制度の趣旨

優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意志が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。

(2) 給付方法・給付期間

給付方法	進学後、原則として毎月1回、本人名義の口座に振込み（注1）
給付期間	平成29年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで

毎年給付奨学生としての資格があるかを審査し、その結果によっては次年度の交付を見送る場合や、交付済みの奨学金の返還を求める場合があります。（適格認定、6ページ参照）

(注1)

通信教育課程に進学する人は、(3)給付金額①月額の下段の表を参照してください。

(3) 給付金額

① 月額

次の表のとおり、進学先学校の設置者（国立、公立、私立）により決まります。（社会的養護を必要とする人は「自宅外通学」の月額が適用されます）

進学先	国立（注2）		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校(4年生) 専修学校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

(注2)

進学した国立の大学等で授業料の全額免除を受ける人は、給付金額が減額されます（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）。なお、減額に係る手続きは不要です。（他の奨学金・支援制度との併用、4ページ参照）

通信教育課程に進学する人については次の表のとおりです。

受講の形態	対象・資格	給付期間（回数）	給付額	
夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業を受ける年度について1回	年額5万円	
放送大学	全科履修生で面接授業を受ける人			
通年スクーリング	通年の面接授業を受ける人	面接授業を受ける期間について月額	自宅	自宅外
			3万円	4万円

② 一時金

「社会的養護を必要とする人」は、一時金として入学時に別途24万円の交付を受けることができます。（一時金は、振込開始月に上乗せして振り込まれます。進学前には振り込まれません。）

1 給付奨学金の概要

(4) 給付奨学金の対象校

給付奨学金の対象となる大学等は次の表のとおりです。ただし、正規の学生である場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

（表中記号の意味）…○：給付対象 ×：給付対象外 △：給付対象か否かが学科等により異なる

学校種別・課程		給付採用
大学 短期大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学	△（注1）
	専攻科・別科・付属施設	△（注2）
専修学校	専門課程	△（注3）
	通信教育課程	△（注1）
	高等課程・一般課程 【例】准看護課程（学科）等	×
高等専門学校4・5年生		○
その他の学校（予備校・語学学校・職業訓練校等※）、海外の大学（海外大学日本校含む）等 【※】自治医科大学（医学部）、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校（学校名は自治体による）、水産大学校等		×

（注1）

夏季・冬季スクーリング又は通年スクーリングを受ける人が対象となります。また、放送大学は全科履修生で面接授業を受ける人が対象となります。（給付金額、3ページ参照）

（注2）

貸与型奨学金の対象課程であれば、給付奨学金も対象となります。（専攻科は本科から継続して交付を受ける場合に限り）

（注3）

進学先の学科が機構の貸与型奨学金の対象課程であれば、給付奨学金も対象となります。専修学校の貸与対象学科は本機構ホームページに一覧表を掲載しています。

(5) 他の奨学金・支援制度との併用

日本学生支援機構の貸与型奨学金	国立の大学等における授業料減免	その他の奨学金・支援制度
以下のいずれも併用可能です。申込み方法は別冊子（「平成29年度在学者用奨学金案内」）を確認してください。 ・第一種奨学金（無利子） ・第二種奨学金（有利子） ・入学時特別増額貸与奨学金（有利子）	国立の大学等の授業料の全額免除を受ける場合には、交付金額が減額されます。 ・自宅外通学：3万円→2万円 ・自宅通学：2万円→0円 ※国立の大学等の授業料の一部免除及び入学金免除、公立・私立の大学等の授業料等減免を受けても、交付金額は減額されません。	その他の奨学金・支援制度との併用も可能です。 ※実施主体によっては、機構の奨学金との併用を制限している場合があります。

2 申込資格と基準

(1) 申込資格

平成29年度に大学等へ進学した人（注4）で、優れた資質・能力を有し、以下のいずれかに該当する人が申し込みます。

住民税非課税世帯	+	又は	社会的養護を必要とする人
私立の大学等に自宅外から通学			

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在籍する大学等へ提示の上、申込資格を満たしているか確認してください。

申込資格	在留資格（注5）
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（注6）
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在
	4 留学、研修、家族滞在
	5 特定活動

（注4）

次の①～③のいずれかに該当する必要があります。ただし、過去に大学等へ入学したことがある場合、申込資格はありません。

- ①平成29年3月末に高等学校等を卒業した人
- ②高等学校等を卒業後3年以内の人
- ③高卒認定試験合格者で合格後3年以内の人

（注5）

在留資格は「出入国管理及び難民認定法」によるものです。

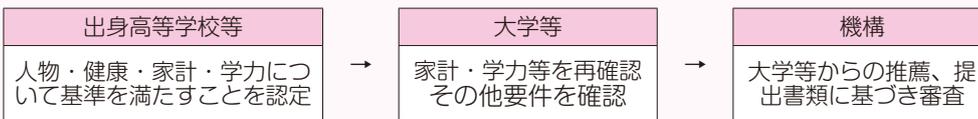
（注6）

「定住者」は、将来永住する意思のある人に限り申込資格があります。

2 申込資格と基準

(2) 基準

【推薦～審査の流れ】



申込みを希望する人は、大学等から必要書類を受け取り、出身高等学校等に基準を満たすことを確認した上で、大学等に書類を提出してください。

① 家計基準

家計支持者が住民税非課税 又は 社会的養護を必要とする人

家計支持者…父母。同一世帯に父母いずれもいないときは、代わって家計を支えている人（8ページ参照）

なお、社会的養護を必要とする人は家計支持者が住民税非課税であることを必要としません。

② 学力・資質基準

住民税非課税世帯	社会的養護を必要とする人
高等学校等在学時に各高等学校等の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めていること （高等学校等における学習成績の評価（調査書の学校成績概評）が「A」の人を指します。）	次のいずれかに該当 ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること

高卒認定試験合格者等は、合格した科目の評価等に基づき機構で審査します。

また、申込書類のうち、出身高等学校等が作成・発行する「学力等に関する認定書」及び「調査書」に代わるものとして、別の書類を提出する必要があるのので、在籍する大学等に申し出てください。

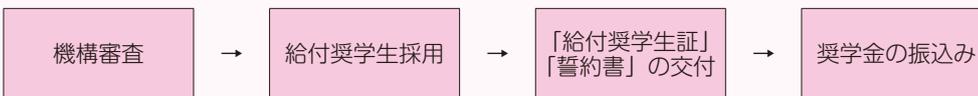
③ 人物、健康基準

人物：学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある。

健康：修学に十分耐え得るものと認められる。

3 給付奨学生の採用、奨学金の交付から終了まで

(1) 給付奨学生の採用



「給付奨学生証」と「誓約書」は大学等を通じて交付されます。「誓約書」に署名・押印の上、大学等に提出します。「誓約書」を期限までに提出しなかった場合は採用が取り消されます。

(2) 口座振込による交付

奨学金は原則毎月、給付奨学生本人名義の口座に振り込んで交付します。利用できる金融機関及び口座は次の表のとおりです。

【奨学金振込口座】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、新生銀行、ネットバンク（あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

機構の貸与型奨学金を併用する場合、振込口座は原則として貸与型奨学金と同一口座になります。

(3) 振込開始時期

振込開始月は申込時期により異なります（振込開始月に4月分から当月分までの奨学金がまとめて振り込まれます）。

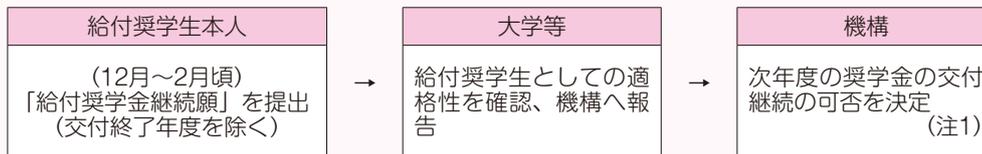
機構の貸与型奨学金を併用する場合、貸与型と給付型で振込開始月が異なることがあります。

3 給付奨学生の採用、奨学金の交付から終了まで

(4) 適格認定

給付奨学生に採用された後も、給付奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。そのため、毎年度学力等について給付奨学生としての適格性を審査し、翌年度の奨学金交付の可否等を決定します。

【適格認定の流れ】



- ※ 交付が終了する年度は「給付奨学金継続願」の提出は不要ですが、大学等による適格認定は行われます。
- ※ 「給付奨学金継続願」の提出を受けての適格認定のみならず、年間を通して給付奨学生としての適格性を審査します。

(注1)

次の場合等は奨学金の交付を廃止（打ち切り）又は一定期間停止とする他、交付済み奨学金の返還を求めることがあります。

- ・学業成績が著しく不振の場合
- ・停学等の学校処分を受けた場合
- ・経済状況の回復が見られる場合（返還は求めません）

虚偽の申告等により、奨学金を不正に受給した場合は、不正受給となる額の返還を求めます。

平成30年度以降は7月にも実施予定です。

(5) 在籍確認（10月）

給付奨学生が進学先の大学等に在籍していることを確認するため、インターネットを通じて定期的に在籍状況について報告を求める予定です。

定められた期限までに報告がないときは、奨学金の交付が止まります。

(6) 交付の終了

次の事由により、奨学金の交付が終了します。

- ①満期：予定していた期間の交付が完了したとき。
- ②辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
- ③退学：大学等を退学したとき。
- ④廃止：成績不振・学校処分等により給付奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤死亡：給付奨学生本人が死亡したとき。

【重要】

平成29年度は私立の大学等に自宅外から通学する人を対象とした先行実施のため、自宅通学に変更となった場合には交付が終了します。（社会的養護を必要とする人を除く）

(7) 給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合、交付済みの奨学金について返還を求める場合があります。

返還の方法は、基本的に貸与型奨学金の例にならうものとしませんが、返還の方法等を定めた書類を提出する必要があります。

【参考】返還月額、返還期間の例

給付月額	返還額 (12月分)	返還月額	返還期間
20,000円	240,000円	3,333円	72ヶ月(6年)
30,000円	360,000円	3,333円	108ヶ月(9年)
40,000円	480,000円	4,444円	108ヶ月(9年)

※ 端数は最終回で調整します。

(1) 申込期限・提出期限の確認

在籍する大学等に、申込・提出期限を確認してください。

締切りは学校によって異なりますので、募集時期を逃さないよう注意してください。

貸与型奨学金の募集・申込時期と間違えないように注意してください。

(2) 申込内容の確認

本冊子を読み、奨学金の給付金額や申込資格等を確認してください。

・ 給付金額	3 ページ掲載	・ 申込資格と基準	4 ページ掲載
--------	---------	-----------	---------

(3) 学力等に関する認定書の作成依頼

出身の高等学校等へ「学力等に関する認定書」の作成と「調査書」(注1)の発行を依頼してください。

※「学力等に関する認定書」の様式は、各高等学校等へ配付しています。

郵送で依頼する場合、大学等への提出期限に間に合うよう注意してください。

(注1)

社会的養護を必要とする人は、調査書の発行は不要です。

(4) 申込書類の用意

学力等に関する認定書の作成依頼と併せて、その他に申込みに必要な書類をととのえてください。

① 「給付奨学金確認書 (申込書)」	【12~14ページ参照】
② 「学力等に関する認定書」(前記(3)での作成依頼分)	【前記(3)参照】
③ 「調査書」(前記(3)での発行依頼分)	【前記(3)参照】
④ 「平成28年度住民税(非)課税証明書」又は「児童養護施設等を退所したことを証明する書類」等	【8~9ページ参照】
⑤ 「給付奨学金振込口座届」(該当者のみ)(注2)	【10~11ページ参照】
⑥ 「自宅外であることの証明書類」(該当者のみ)	【8ページ参照】

「住民税(非)課税証明書」は個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを用意してください。

(注2)

貸与型奨学金の採用候補者で「進学届」を提出する人は、「給付奨学金振込口座届」の提出は不要です。(奨学金は「進学届」で入力した口座に振り込まれます)

(5) 申込書類の提出

申込書類を大学等に提出します。

※貸与型奨学生となる見込みの人は、「給付奨学金確認書(申込書)」に以下の番号を記載してください。(9ページ参照)

- ・ 貸与型奨学金の採用候補者→採用候補者決定通知に記載されている「登録番号」
- ・ 貸与型奨学金を新たに申し込む人
→インターネットによる申込完了後にパソコンに表示される「受付番号」

提出前に、15ページの「申込み前のチェックリスト」で用意した書類に不備がないことを確認してください。

(6) 申込み手続き完了

<参考>貸与型奨学金に係る申込み(希望者のみ)

給付奨学金と併せて貸与型奨学金(第一種奨学金、第二種奨学金)を希望する人は、9ページ「貸与型奨学金(第一種奨学金、第二種奨学金)と併せて希望する場合」を確認の上、必要な手続きを行ってください。

2 住民税非課税世帯に関する証明書類等

(1) 家計支持者について

住民税非課税世帯に関する証明書類が必要な人（家計支持者）は、本人（申込者）と同一世帯の父母です。

同一世帯の父母がない場合は、本人（申込者）の生計を支えている人の住民税非課税世帯に関する証明書類が必要です。（注1～3）

(2) 住民税非課税世帯等に関する証明書類について

- ① 家計支持者が住民税非課税又は生活保護受給中の人（②に該当する人を除く）

対象	証明書類（すべてコピー可）
家計支持者（2人いる場合は2人とともに）が住民税非課税	平成28年度住民税（非）課税証明書（注4～5）
家計支持者が生活保護受給中	平成28年度住民税（非）課税証明書 又は、生活保護受給証明書（直近3か月以内に発行されたもの）（注6～8）

- ② 社会的養護を必要とする人

対象	証明書類（すべてコピー可）
児童養護施設等退所者 里親の養育を受けていた人 ※18歳時点で入所していた人に限る	施設等を退所したことを証明する書類 又は 里親等の委託を解除されたことを証明する書類（措置解除決定通知書等）（注9～11）
児童養護施設等入所者 里親の養育を受けている人	施設等在籍証明書 又は 児童（里親）委託証明書（注9）

(3) 自宅外であることの証明書類（社会的養護を必要とする人を除く）

私立の大学等に自宅外から通学する人は、次の書類が必要です。

- ・家計支持者の住民票（コピー可、直近3か月以内に発行されたもの）
- ・本人の住民票（家計支持者と住所が異なるもの）又は本人名義のアパート・マンション等の賃貸借契約書等（コピー可）

(4) 住民税（非）課税証明書を取得する際の注意点

- ① 役場に「住民税（非）課税証明書」という名前の証明書が見当たりません。

⇒ 「住民税（非）課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。市区町村民税の「所得割額」が記載された証明書を取得してください。
（例）「所得証明書」、「課税証明書」等

- ② 平成29年度の証明書を申請しましたが、発行されませんでした。

⇒ 「平成28年度（平成27年分）」の住民税（非）課税証明書を取得してください。
なお、「平成27年度（平成26年分）」の証明書では認められません。

- ③ 市（区町村）民税所得割額の欄が空白や「*」となっていますが、非課税ということですか。

⇒ 市区町村民税所得割額が「0円」であることを確認できる証明書を取得してください。（次ページ図参照）
「所得割額」の欄が空白や「*」となっている証明書では認められません（注12）。

(注1)

父母には養父母・岳父母を含みます。

(注2)

死亡、離婚を前提とした別居、DVIによる避難に該当する場合は、本人と同居していない父母は「いない」扱いになります。

(注3)

単身赴任（海外含む）している場合も同一世帯に含まれます。

(注4)

家計支持者が2人いる場合は2人とも提出してください。

(注5)

市区町村民税の所得割額が非課税（0円）であることを確認できるものをご用意ください。

(注6)

家計支持者の氏名が記載されているものを提出してください。

(注7)

発効日の記載の無いものは認められません。

(注8)

生活保護決定（変更）通知書等も、3か月以内の保護費に係るものであれば認めます。

(注9)

親権者から同意を得られない場合には、他に必要書類があります。在籍する大学等へご確認ください。

(注10)

「措置解除決定通知書」は児童相談所が発行します。

(注11)

18歳になる前に退所した又は委託解除された場合は対象外です。

(注12)

課税のために必要な資料を提出していないことが考えられますので、お住まいの区市役所・町村役場にお問合せの上、所定の手続きをとってください。

2 住民税非課税世帯に関する証明書類等

【住民税（非）課税証明書の例】（市区町村によって、様式は異なります。）

市民税・県民税（所得・課税）証明書（例） 税証第 12345 号

住 所 東京都新宿区 1-2-3
氏 名 奨学 一郎

年度	市所得割額	¥0	市所得割額	¥0	年 税 額	¥0
平成29年度	県所得割額	¥0	県均等割額	¥0	¥0	

平成28年分 合計所得金額	¥0	所得 控 除 の 内 訳				
所得金額の内訳		社保控除額	¥0			
給与所得	¥0	生保控除額	¥0			
営業等所得	¥0	地保控除額	¥0			
農業所得	¥0	配偶者控除	¥0			
譲渡・一時所得	¥0	扶養控除	¥0			
※ 以下 余 白 ※		基礎控除額	¥0			

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成29年 6 月 ○ 日

○○○長

左図、市民税・県民税（所得・課税）証明書（例）のように「市所得割額」があり、「0円」であることが確認できる書類を取得してください。

3 貸与型奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）と併せて希望する場合

(1) 貸与型奨学金に係る手続き

給付奨学金は、日本学生支援機構の貸与型奨学金との併用が可能です。貸与型奨学金との併用を希望する人は、貸与型奨学金の案内に沿って、必要な手続きを行ってください。

なお、給付奨学生に採用にされたことにより、貸与型奨学金の辞退や貸与月額の変更に希望する場合は、在籍する大学等に申し出て必要な手続きを行ってください。

① 貸与型奨学金の採用候補者となっている人

進学前に申込みをして「採用候補者決定通知」を受け取っている人です。

「採用候補者決定通知」を在籍する大学等へ提出の上、インターネットにて「進学届」を提出してください。（注1）

② 進学先で新たに貸与型奨学金に申し込む人

貸与型奨学金の関係書類を大学等から受け取り、「平成29年度在学者用奨学金案内」に沿って、必要な手続きを行ってください。

（注1）

貸与月額の変更、入学時特別増額貸与奨学金の辞退は、「進学届」の提出時に行うことができます。ただし、第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与を希望していた人が、どちらか一方を辞退する場合は、在籍する大学等に申し出る必要があります。

(2) 「給付奨学金確認書（申込書）」の記載について

「給付奨学金確認書（申込書）」（13ページ）には、貸与型奨学金との併用を希望する人に限り、「登録番号」又は「受付番号」を記載する必要があります。

① 貸与型奨学金の採用候補者となっている人

「採用候補者決定通知」にある「登録番号」を記載してください。

（貸与型奨学金を辞退するため、「進学届」を提出しない人は記載不要です）

② 進学先で新たに貸与型奨学金に申し込む人

貸与型奨学金の申込完了後に付与される「受付番号」（インターネットによる申込完了後にパソコン画面に表示されます）を記載してください。（貸与型奨学金の申込みが間に合わない場合は記載不要です）

記入例

給付奨学金振込口座届

あなたが貸与型奨学金の平成29年度予約採用候補者であり、進学届を提出して奨学金の貸与を受ける場合、本振込口座届を提出する必要はありません。(給付奨学金は貸与型奨学金と同じ口座に振り込まれます)

●記入前に、下記の注意事項を必ずお読みください。(10 ページの記入例もご覧ください。)

1. 本人記入欄について、黒または青のボールペンで漏れなく記入してください。
2. 「フリガナ」は左詰めで記入し、「姓」と「名」の間は1マス空けてください。
濁点(゜), 半濁点(゜), 拗音(ッ・ャ・ョ等)は1マス使用してください。
字数が多くマスが足りない場合は、書けるところまでを記入してください。
3. 「本人漢字氏名」は1マスに1字とし、「姓」と「名」の間は1マス空けてください。
4. 「提出年月日」は西暦で記入し、記入日(2017年4月1日以降の日付)としてください。
(例: 4月1日の場合は「20170401」と記入)
5. 本人名義の銀行等(国内の都市銀行, 地方銀行, 第二地方銀行, 信用金庫, 労働金庫, 信用組合(一部を除く)の本支店)の普通預金口座, 又はゆうちょ銀行の通常貯金口座を記入してください。
6. ゆうちょ銀行の「記号」, 「番号」, ゆうちょ銀行以外の金融機関の「金融機関名」, 「支店名」, 「店番号」及び「口座番号」は通帳等で確認してください。その際, 金融機関の統廃合に注意してください(統廃合情報は各金融機関のホームページで確認することができます)。
(注1) 給付奨学金振込みの取り扱いをしていない金融機関・支店
信託銀行, 農協, 外資系銀行, ネットバンク, コンビニ銀行, 新生銀行, あおぞら銀行, セブン銀行, インターネット支店等
(注2) 三菱東京UFJ銀行の「金融機関名(カタカナ)」は, 「ミツビシトウキョウUFJ」となります。
また, 北日本銀行は「キタニッポン」, 西日本シティ銀行は「ニシニッポンシティ」です。
7. 長期間にわたり使用していない口座(休眠口座)は振込口座にしないでください。

● 記入欄 (楷書でていねいに、もれなく記入してください。)

本人記入欄

ここから記入 フリガナ及び本人漢字氏名の姓と名の間は1マス空けること

フリガナ	シヨウガク マナブ	性別	生年月日		
本人漢字氏名	奨学 まなぶ	男・女	年(西暦)	月	日
提出年月日	学籍番号				
20170414	123456				

選択する金融機関の数字に○を付け、該当する部分に口座の情報を記入すること

○をつける	0 ゆうちょ銀行	① 銀行(ゆうちょ銀行以外)	2 信用金庫	3 労働金庫	4 信用組合
-------	----------	----------------	--------	--------	--------

奨学金振込口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名(カタカナ)	支店名(カタカナ)
		ミツビシトウキョウUFJ	トウキョウチュウオウ
	店番号	預金種目	口座番号(末尾を右詰め記入)
	123	普通(総合)	0123456
ゆうちょ銀行	記号	番号(末尾を右詰め記入)	

どちらか一方の太枠内を記入すること

学校担当者記入欄

学校番号	区分	学部・学科・分野	課程	学種	
入学・進級年月	年次	学細	修業年限	給付始期	給付終期
年(西暦) 月				年(西暦) 月	年(西暦) 月
1 7 0 4			0	1 7 0 4	0 3

給付奨学金振込口座届

あなたが貸与型奨学金の平成29年度予約採用候補者であり、進学届を提出して奨学金の貸与を受ける場合、本振込口座届を提出する必要はありません。(給付奨学金は貸与型奨学金と同じ口座に振り込まれます)

●記入前に、下記の注意事項を必ずお読みください。(10 ページの記入例もご覧ください。)

1. 本人記入欄について、黒または青のボールペンで漏れなく記入してください。
2. 「フリガナ」は左詰めで記入し、「姓」と「名」の間は1マス空けてください。
濁点(゜), 半濁点(゜), 拗音(ッ・ャ・ユ・ヨ等)は1マス使用してください。
字数が多くマスが足りない場合は、書けるところまでを記入してください。
3. 「本人漢字氏名」は1マスに1字とし、「姓」と「名」の間は1マス空けてください。
4. 「提出年月日」は西暦で記入し、記入日(2017年4月1日以降の日付)としてください。
(例: 4月1日の場合は「20170401」と記入)
5. 本人名義の銀行等(国内の都市銀行, 地方銀行, 第二地方銀行, 信用金庫, 労働金庫, 信用組合(一部を除く)の本支店)の普通預金口座, 又はゆうちょ銀行の通常貯金口座を記入してください。
6. ゆうちょ銀行の「記号」, 「番号」, ゆうちょ銀行以外の金融機関の「金融機関名」, 「支店名」, 「店番号」及び「口座番号」は通帳等で確認してください。その際、金融機関の統廃合に注意してください(統廃合情報は各金融機関のホームページで確認することができます)。
(注1) 給付奨学金振込みの取り扱いをしていない金融機関・支店
信託銀行, 農協, 外資系銀行, ネットバンク, コンビニ銀行, 新生銀行, あおぞら銀行, セブン銀行, インターネット支店等
(注2) 三菱東京UFJ銀行の「金融機関名(カタカナ)」は、「ミツビシトウキョウUFJ」となります。
また、北日本銀行は「キタニッポン」, 西日本シティ銀行は「ニシニッポンシティ」です。
7. 長期間にわたり使用していない口座(休眠口座)は振込口座にしないでください。

● 記入欄 (楷書でていねいに、もれなく記入してください。)

本人記入欄

ここから記入 フリガナ及び本人漢字氏名の姓と名の間は1マス空けること

フリガナ		性別	生年月日		
			年(西暦)	月	日
本人漢字氏名		男・女			
提出年月日	ここから記入	学籍番号			
2017					

選択する金融機関の数字に○を付け、該当する部分に口座の情報を記入すること

○をつける	0 ゆうちょ銀行	1 銀行(ゆうちょ銀行以外)	2 信用金庫	3 労働金庫	4 信用組合
-------	----------	----------------	--------	--------	--------

奨学金振込口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	ここから記入	金融機関名(カタカナ)	ここから記入	支店名(カタカナ)	
		店番号	預金種目 普通(総合)	口座番号(末尾を右詰め記入)		
	ゆうちょ銀行	記号	番号(末尾を右詰め記入)			

どちらか一方の太枠内を記入すること

学校担当者記入欄

学校番号		区分	学部・学科・分野	課程	学種	
入学・進級年月		年次	学細	修業年限	給付始期	給付終期
年(西暦)	月				年(西暦)	月
1	7	0	4	0	1704	03

給付奨学金確認書 (申込書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金の交付を受けるにあたり、平成29年度進学者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、本確認書（申込書）を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより機構から奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止され（打ち切れ）、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならないことを承知しているとともに、機構から返還請求を受けたときは、諸規程の定めに従い返還することを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、機構が定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止される場合があることも承知しています。

平成 29 年 4 月 14 日

本人	学校名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍（学生証）番号											
	日本学生機構大学		経済	経済	1	2	3	4	5	6						
	フリガナ ショウガク マナブ		生年月日	平成 11 年 11 月 18 日		性別		男・女								
	氏名	奨学 まなぶ		〒	1 6 2 - 8 4 3 1		電話番号	(080) 080 (000) 0000								
現住所		東京都新宿区市谷 1-2-3														

本人が未成年者(20歳未満)の場合は必ず記入してください

親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人）が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

親権者又は未成年後見人	本人との続柄	父	氏名	奨学 優	生年月日	昭和 平成	45 年 5 月 3 日
	住所	(〒 123-4567) 千葉県松戸市 1-1-92			電話番号	(自宅) 047 (000) 0000 (携帯) 080 (000) 0000	
	本人との続柄	母	氏名	奨学 和美	生年月日	昭和 平成	48 年 2 月 11 日
	住所	(〒 123-4567) 千葉県松戸市 1-1-92			電話番号	(自宅) 047 (000) 0000 (携帯) 080 (000) 0000	

●該当する大学等の種類に✓を入れてください。

住民税非課税世帯の人（社会的養護を必要とする人以外）	<input checked="" type="checkbox"/> 私立・自宅外（月額 4 万円）
社会的養護を必要とする人（※）	<input type="checkbox"/> 国・公立（月額 3 万円） <input type="checkbox"/> 私立（月額 4 万円） (いずれも一時金として別途24万円が加算されます)

※ 18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（平成29年4月～「児童心理治療施設」に改称）、自立援助ホームに入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人を指します。

●あなたが貸与型奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）との併用を希望する場合は、以下の項目も記入してください。

① 第一種奨学生採用候補者又は第二種奨学生採用候補者となっている人は、「採用候補者決定通知」にある「登録番号」を、
 ② 進学後に第一種奨学金又は第二種奨学金に申し込む人は、インターネットによる申込時に付与される「受付番号」を、
 以下の欄に記入してください。（②の「受付番号」はインターネットによる申込みが間に合わない方は記入不要です）

登録番号 (受付番号) 1 1 0 0 0 1 0 0 - 1 1 0 - 0 0 0 1 0

ご記入いただいた情報及びあなたの進学先に関する情報は、機構の進学給付業務、進学貸付業務（巨額業務を含む）のために利用されます。

《(署名を間違った場合) 正しい訂正の仕方》

①全て二重線で消す ②押印に使用した印鑑で訂正印を押す ③「氏名全て」を太枠線内の余白に記入

~~山田一花~~

~~山田一花~~

山田一花 山田 太郎

【悪い例】 山田

←一部の訂正線で消していたり、訂正印が押印と異なると認められません

給付奨学金確認書（申込書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金の交付を受けるにあたり、平成29年度進学者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、本確認書（申込書）を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより機構から奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止され（打ち切られ）、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならないことを承知しているとともに、機構から返還請求を受けたときは、諸規程の定めに従い返還することを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、機構が定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止される場合があることも承知しています。

平成 年 月 日

本人	学校名		学部・課程・分野		学科・専攻・研究科		学籍（学生証）番号				
	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日	性別	男・女		
	氏名	現住所	〒	-				電話番号	(自宅)	(携帯)	()

本人が未成年者(20歳未満)の場合は必ず記入してください

親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人））が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

親権者又は未成年後見人	本人との続柄	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	住所	〒 -	電話番号	(自宅)	(携帯)	()	()
	本人との続柄	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	住所	〒 -	電話番号	(自宅)	(携帯)	()	()

●該当する大学等の種類に✓を入れてください。

住民税非課税世帯の人（社会的養護を必要とする人以外）	<input type="checkbox"/> 私立・自宅外（月額4万円）
社会的養護を必要とする人（※）	<input type="checkbox"/> 国・公立（月額3万円） <input type="checkbox"/> 私立（月額4万円） （いずれも一時金として別途24万円が加算されます）

※ 18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（平成29年4月～「児童心理治療施設」に改称）、自立援助ホームに入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人を指します。

●あなたが貸与型奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）との併用を希望する場合は、以下の項目も記入してください。

① 第一種奨学生採用候補者又は第二種奨学生採用候補者となっている人は、「採用候補者決定通知」にある「登録番号」を、
② 進学後に第一種奨学金又は第二種奨学金に申し込む人は、インターネットによる申込時に付与される「受付番号」を、以下の欄に記入してください。（②の「受付番号」はインターネットによる申込みが間に合わない方は記入不要です）
登録番号（受付番号）

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されません。申込後、給付奨学生とならなかった場合は、この確認書（申込書）は無効となります。なお、給付奨学生とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

1. 給付奨学金の交付に係る事項

【給付奨学金の交付期間】

(1) 給付奨学金の交付の始期は機構が採用を決定したときとし、交付の終期は長期履修課程等の一部の課程を除き、給付奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。ただし、交付の始期は当該年度の4月までを限度として在学する学校に入学した月まで遡ることができます。

【誓約書】

(2) 採用が決定された奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに親権者又は未成年後見人（本人が未成年者の場合）と連署、押印した誓約書を提出する必要があります。

(3) 機構が定める期限までに誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに交付された奨学金がある場合には、その全額を機構に返還するものとします。

【振込】

(4) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く。）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合（一部を除く。）のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません。）。

(5) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。

【月額の変更】

(6) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「給付月額変更願（届）」の届出が必要です（なお、社会的養護を必要とする者以外で、平成29年度に「私立・自宅外」として採用された者が自宅通学に変わった場合は、奨学金の交付が廃止されます）。この届出を怠ると奨学金の交付が廃止されることがあります。また、自宅通学の給付月額を受けていた者が、自宅外通学に変わり給付月額の変更を届け出る場合、自宅外通学を証明する書類を在学学校に提出する必要があります。

(7) 国立の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程において、授業料の全額免除の措置を受けているときは給付月額が減額されますが、授業料の全額免除の措置を受けなくなったときは、当該の月から給付月額を減額前の金額に変更することができます。

【奨学金交付中の手続等】

(8) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「給付奨学金継続願」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません（最終学年においては「給付奨学金継続願」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性について認定を受けなければなりません）。

(9) 奨学生は、機構の指定する期間内に「在籍報告」を行わなければなりません。

(10) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届出をしなければなりません。

- ア 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき。
- イ 本人の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- ウ 奨学金を辞退するとき。

(11) 奨学生が死亡したとき、相続人は速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。

(12) 機構は在学学校長の適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。

(13) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止となった事由の内容、程度によっては、諸規程の定めに基づき、それまでに交付した奨学金のうち前回の適格認定以降交付した奨学金について返還を求めることがあります。（返還の方法等については「2.」参照）

- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
- イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- ウ 学業成績が著しく不振又は性行が不良となったとき。
- エ 機構が求める諸手続（在籍確認、住所変更届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。
- オ 家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。
- カ 「給付奨学金継続額」を提出しなかったとき。
- キ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

(14) 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「給付奨学金確認書（申込書）」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額又は一部を指定された期日までに返還するものとします。

(15) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。

(16) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することができます。

(17) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者又は未成年後見人に本人の連絡先情報を求めることがあります。

2. 交付済み奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

(1) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した後、機構は在学学校長を通じて、又は機構から、当該学生に対し、奨学金の廃止の決定とともに返還すべき金額や返還の方法等について通知します。当該学生は、返還の方法等を定めた書類に署名・押印した上で機構の定める期限までに機構に提出しなければなりません。なお、返還期間、割賦額、返還方法及び延滞した場合の措置等について、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令その他関係規程の定めに従うものとします。

【その他手続等】

(2) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

3. 採用されなかった場合等の給付奨学金確認書（申込書）の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書（申込書）は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書（申込書）等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。その他上記以外の取扱いについては、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

ご確認ください（申込み前のチェックリスト）

学校へ申込書類を提出する前に、必ず次のチェックリストを確認してから提出しましょう。

1. 「給付奨学金確認書（申込書）」チェックリスト

用紙	裏面に約款（給付奨学金案内 14 ページ）が印刷されている	<input type="checkbox"/>
	「給付奨学金確認書（申込書）」以外の様式は使用していない（「確認書兼同意書」等）	<input type="checkbox"/>
ペン	こすると文字が消えるボールペンや鉛筆は使用していない	<input type="checkbox"/>
署名	本人と親権者全員（又は未成年後見人）がそれぞれ自署・押印している	<input type="checkbox"/>
	（訂正があった場合）正しく訂正線・訂正印を記入、押印している ※ 修正方法は、12 ページの「記入例」を参照してください	<input type="checkbox"/>
押印	本人と親権者（又は未成年後見人）がそれぞれ別の印鑑で押印している	<input type="checkbox"/>
	スタンプ印やゴム印は使用していない	<input type="checkbox"/>
	鮮明に押印できている 【悪い例】 印影と印影が重なっている 印影がぶれている 印影の一部が読み取れない 訂正線が重なっている	<input type="checkbox"/>
		
住所	住所を正確に記入している（空欄や「同上」・「本人に同じ」等は認められません）	<input type="checkbox"/>
登録番号	（貸与型奨学金の採用候補者となっている人で「進学届」を提出する人のみ） 「採用候補者決定通知」に記載されている「登録番号」を漏れなく記入している	<input type="checkbox"/>

2. 申込書類チェックリスト

① 学力等に関する認定書・調査書（社会的養護を必要とする人・高卒認定試験合格者等以外全員）	
封緘されたものを用意した	<input type="checkbox"/>
② 家計支持者が住民税非課税である	
（父母がいる場合）父母両方の証明書類を用意した	<input type="checkbox"/>
住民税（非）課税証明書は「平成 28 年度（平成 27 年分）」のものである	<input type="checkbox"/>
住民税（非）課税証明書の「所得割額」に「0 円」と記載がある	<input type="checkbox"/>
③ 家計支持者が生活保護受給中である	
生活保護受給証明書（生活保護決定（変更）通知等）は 3 か月以内の発効日が記載されている	<input type="checkbox"/>
④ 社会的養護を必要とする人	
給付奨学金案内 7～8 ページを参考に必要な書類を用意した	<input type="checkbox"/>
（親権者からの同意が得られない場合）学校に確認の上、必要な書類を用意した	<input type="checkbox"/>
⑤ 給付奨学金振込口座届（貸与型奨学金の「進学届」を提出する人以外全員）	
給付奨学金案内 5 ページを確認の上、利用できる金融機関の口座を記載している	<input type="checkbox"/>
本人の名義である	<input type="checkbox"/>
⑥ 自宅外証明書（社会的養護を必要とする人を除く）	
家計支持者の住民票と本人の住民票又は居住するアパート等の賃貸契約書の写しを用意した	<input type="checkbox"/>
（住民票を用意した場合）家計支持者と本人の住所が異なる	<input type="checkbox"/>

